

令和 8 年度 三桜酒造跡地貸付基準

1 目的

市民等に三桜酒造跡地を貸し出すことで、浜田駅周辺の賑わい創出の可能性や課題を把握するとともに、当該土地の有効活用を目的とする。

2 貸付物件

浜田市が浜田市土地開発公社から借り受けている土地（三桜酒造跡地）
3,574 m²（浜田市黒川町 909 番、909 番 3）

3 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 使用可能設備 水道（ホースによる給水のみ）

5 貸付料及び水道使用料

浜田市土地開発公社が定める基準に基づき、次に掲げる貸付料を浜田市土地開発公社に対して支払うこと。また、水道を使用した場合は、次のとおり水道使用料を浜田市に対して支払うこと。

(1) 貸付料

- 全体を貸し付ける場合（3,574 m²） 1 日当たり 19,550 円
- 舗装部分のみ貸し付ける場合（1,886 m²） 1 日当たり 10,310 円
- 砂利部分のみ貸し付ける場合（1,688 m²） 1 日当たり 9,230 円

(2) 水道使用料

基本料金 924 円＋従量料金

6 貸付料の減免

次表に掲げるとおり、貸付料を減額し、又は免除することができることとする。

区分	減免の額
他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用及び公益事業の用に供するため使用するとき。	貸付料の全額
市が主催し、共催し、又は後援する事業のために使用するとき。	貸付料の全額
市内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校（大学院及び短期大学を含む。）若しくは同法第 124 条の専修学校（以下「学校等」という。）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条の児童福祉施設の活動として使用するとき。	貸付料の全額
その他特別な理由があると認めるとき。	その都度定める額

7 貸付申請

三桜酒造跡地の貸付許可を受けようとする者（以下「貸付許可申請者」という。）は、三桜酒造跡地貸付申請書を市長に提出しなければならない。

8 貸付許可

市長は、前条の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、三桜酒造跡地貸付許可決定通知書を貸付許可申請者に交付するものとする。

9 貸付条件

- ・ 貸付目的以外に貸付物件を使用しないこと。
- ・ 貸付物件について形状を変更する場合は、事前に承認を得ること。
- ・ 貸付期間満了後は、貸付物件を原状回復して返還すること。
- ・ 貸付物件内での事故等については、使用者において対応すること。
- ・ 市のアンケート等に協力すること。

10 禁止事項

- ・ 公序良俗に反すること
- ・ 騒音・悪臭等により周辺住民等に迷惑をかける行為
- ・ 通行の妨げや周辺歩行者に危害が及ぶこと
- ・ 広場及び周辺施設等を破壊する恐れがあること
- ・ ゴミを放置すること
- ・ 宗教又は政治を目的に活動すること

11 利用上の注意

- ・ 音響設備等の音量は周辺環境に影響のないように調整すること。
- ・ 周辺の美化活動を行うこと。
- ・ 苦情等トラブルは使用者が誠意を持って対応するとともに、市にも報告すること。
- ・ 貸付目的を達成するために必要な手続きについては、各自の責任において適正に対処すること。